

投資商品約款・規定集(投資信託・公共債)改定のお知らせ

当社では、2014年7月1日(火)以降、新規定によりお取扱いさせていただきます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 対象となる規定

投資信託特定口座取引規定

※平成25年(2013年)度税制改正において「特定口座みなし廃止制度」が廃止となったため改定させていただきます。

2. 改定内容

次の条項の下線部を改定いたします。

改定前	改定後
<p>第10条(特定口座年間取引報告書の送付)</p> <p>1.当社は法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに申込者にお送りいたします。</p>	<p>第10条(特定口座年間取引報告書の送付)</p> <p>1.当社は法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに申込者にお送りします。<u>なお、法第37条の11の3第8項に定めるところにより、年間を通じて特定口座内での譲渡および配当等の受入が発生していない場合、申込者へ「特定口座年間取引報告書」を交付いたしません。ただし申込者から請求があった場合は、この限りではありません。</u></p>
<p>第13条(特定口座の廃止)</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴い申込者の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>(1)～(2) 記載省略</p> <p><u>(3) 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</u></p> <p>(4)～(8) (記載省略)</p>	<p>第13条(特定口座の廃止)</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴い申込者の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>(1)～(2) 記載省略</p> <p>削除</p> <p>(3)～(7) (記載省略)</p>

※改定内容の詳細および新規定(取引規定)をご入用のお客さまは、窓口までお申し付けください。

(新約款・規定集は7月1日よりのお渡しとなります。)